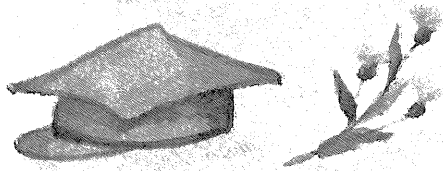


高等教育への女子の進学(2)



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

女子の大学学部への入学許可状況

この連載記事を書いている途中で、坂東昌子他編『女性と学問と生活』(1981年、勤草書房)という書物の「戦前における各大学の女子入学許可状況」と題した一覧表に気づいた。じつはある人がこの表をそっくり引用していたことから知ったのである。結論からいえば、この表にはいくつかの重要な誤りと不十分な点とがふくまれている。例えば、前号で述べたように東京工大は1931年に委託学生として1名の女子学生を入学させたのだが、これが東京工大が女子学生一般に門戸を開いたかの如くに記述されている。

*この連載第2回(第38号所収)に述べたように、東京工大は高校卒以外のいわゆる傍系学歴者を多数入学させていた。しかしその傍系学歴のなかに女高師卒や女子専門学校卒はふくまれていなかった。東京工大に入学した女性は折原さだで、彼女は1929年3月に東京女高師の理科を卒業し、31年に東京女高師の委託学生として入学したのである。彼女は3年にわたって修学して本邦初の女性工学士となり、卒業後は母校の助教授(やがて教授)となり「家事」を担当した。

また、前掲書の表には1938年から女子に門戸を開いた関西学院大学が脱落している。多分、同大学に門戸開放後数年間女子の受験者・入学者がなかったためであろう。また法政大学は、1934年から女子を入学させているのに、この表では1935年からになっている。いずれにせよこうした誤解や脱落が起るのは、入試制度史研究が皆無に近いなかで戦前における女子の大学入学許可状況を調べることが、意外にめんどうだからである。

ここでは、筆者が調べ得た限りの「戦前における各大学学部の入学許可状況」を表にまとめておく。戦前の大学は、正規の学部学生としてのほかに、学部の聴講生、選科生、研究生あるいは大学院学生などとして女子を入学させていることがあった。もちろんこのような道を開いていたこと自体も歴史的には重要な意味をもつが、これらについては入学許可基準が明確でない場合があるので今回の表からは除いてある。

私立大学への女子の進学の道

大学令(1918年公布、1919年施行)により私立大学の創設が認められるようになり、慶応義塾大学、早稲田大学を皮切りに1920年から相ついで私立大学が設立された*。これらの私立大学

表1 大学・学部への女性の入学制度の歴史略年表

1911(M44)	◎東北帝大理科大学、高卒を入学させて欠員ある場合に、学力検定を経て受験する道を開く。	
1913(T 2)	◎東北帝大理科大学に初めて3名受験し入学する。	
1922(T 11)		◎同志社大学、各学部(法、文)に、予科修を入学させて欠員ある場合、同志社高女専門部英文科卒の入学を認める。1923年に最初の入学者あり。
1923(T 12)	◎東北帝大法文学部、高卒を入学させて欠員ある場合に、女高師卒等の受験を認める。1924年より入学者あり。	
1925(T 14)	◎九州帝大法文学部、高卒を入学させて欠員ある場合に、女高師卒に、学力検定の受験資格を与える。この年より入学者あり。	
1928(S 3)		◎龍谷大学(文学部のみ設置)予科修を入学させて欠員ある場合、入学させる者として両女京師卒6校の女専卒の卒業者を指定する。この年より入学者あり。
1929(S 4)	◎東京、広島両文理科大学、女高師卒を高卒、高師卒と対等の資格で受験させる道を開く。この年より入学者あり。	
1930(S 5)	◎北海道帝大理学部、高卒を入学させて欠員ある場合、女高師卒の受験を認める。この年より入学者あり。	
1931(S 6)	◎東京工業大学、女高師卒1名を委託学生として受入れる。	◎明治大学各学部(法、商、政治経済)予科修を入学させて欠員ある場合、同大学専門部女子部卒の入学を認める。1932年より入学者あり。
1933(S 8)	◎大阪帝大理学部、高卒を入学させて欠員ある場合、女高師、臨教、女専等の卒業者の受験を認める。1935年より入学者あり。	◎同志社大学文学部、予科修を入学させて欠員ある場合、同志社女専卒のほか、両女高師卒と、8校の女専卒の入学を認める。
1934(S 9)		◎東洋大学(文学部のみ設置)予科修を入学させて欠員ある場合、両女高師、8校の女専卒の入学を認める。この年より入学者あり。
		◎法政大学文学部(文学科、哲学科のみ)予科修を入学させて欠員ある場合、両女高師卒、22校の女専卒の入学を認める。
		◎龍谷大学、女性の入学を認める学校を8校から21校に拡大。
		◎東洋大学、女性の入学を認める学校を10校から24校に拡大。
1936(S 11)		◎同志社大学法学部、女性の入学資格の範囲を文学部と同様とする。
1938(S 13)		◎関西学院大学全学部(法文、商経)予科修を入学させて欠員ある場合に両女高師卒、28校の女専卒の入学を認める。
1939(S 14)		◎早稲田大学全学部(政治経済、法、文、商、理工)高等学院卒を入学させて欠員ある場合、一定の学科目を履修した女高師卒、女専卒の入学を認める。この年より入学者あり。
1940(S 15)		◎明治大学、専門部女子部卒だけでなく、一定の学科目を履修した女高師卒、女専卒の入学を認めるよう改正。
1941(S 16)		◎同志社大学、指定校制をやめ、一定の学科目を履修した女高師卒、女専卒の入学を認めるよう改正。
1942(S 17)	◎名古屋帝大理学部、高卒を入学させて欠員ある場合、女高師卒等の受験を認める。1944年に入学者あり。	
1946(S 21)	◎帝大、官立大の受験資格の男女差別撤廃され、女高師卒、女専卒も、高卒と対等の資格で受験させる。	
1947(S 22)	【官立高校に女性の受験を認める。】	

は、どのように女子を受け入れたのであろうか。

*慶応、早稲田、明治、中央、法政等のか
 なる数の学校は、大学令に基づいた大学
 として設立認可される以前は専門学校であ
 ったが、法令上は専門学校として位置づけ
 られていた時代から「大学」と称していた。
 ここでいう私立大学は、原則として大学令
 によって設立認可された大学のみをさす。

私立大学はすべて学部の下に予科を設けてお
 り、その予科修了科を学部は無選抜で入学させ
 ることを原則としていた、この点は、高校卒業
 者を入学させることを原則としていた帝大、官
 立大と著しく異なっていた（予科をもっていた
 のは、帝大では北海道帝大、京城帝大、官立大
 では東京商大だけであった）。高卒者が私立大学
 に進むことはほとんどなかったといっよいか
 ら、私立大学は自己の存立のためにも予科を持
 つ必要があった。

そこで、私立大学が、その意志があったとす
 れば、学部に女子を受け入れる捷徑は女子を予
 科に受け入れることであった。大学予科の学科
 課程は高等学校高等科のそれと全く同じであ
 った。しかし高等学校が法令（高等学校令）によ
 り女子を排除していたのに対し、大学予科を律
 する大学令及びこれに基づく大学規程は大学予
 科に女子が入学することを禁じてはいなかった
 からである。

公式記録の多くが失われたためにはっきりし
 たことがわかりにくいのだが、最初に私立大学
 として設立認可された早稲田と慶応とは、高橋
 次義の研究（『早稲田大学における女子入学許可
 の経緯』『早稲田大学史記要』第7巻、1975年3
 月）によると、大学設立時の学則には予科に女
 子を受け入れる旨の規定を盛り込む企図があ
 ったのに、事前の折衝過程で文部省の認めるとこ

ろとはならず、両大学はついにこれをあきらめ
 たという経過があったようである。こうして、
 女子の私立大学入学の基本的なルートは絶たれ
 た。これ以後私立大学は、その企図があった場
 合についてのことだが、女子の受け入れに関し
 て種々な方途を模索して行く。

ひとつの道は、学部の聴講生あるいは選科生
 などとしての入学を認めることであった。この
 方式はすでに東京帝大文学部などに前例があり、
 早稲田大学はじめいくつかの私立大学でも実施
 された。

学部の正規の学生として女子を受け入れる方
 式については、東北帝大理学部が先例をひら
 いた方式、すなわち、高卒者（私大の場合には大
 学予科）で定員に満たない場合に受け入れる傍
 系学歴者のなかに女子をくわえる方式が探求さ
 れた。この方式は一樣ではなく、結果論だが三
 つの段階を経て次第に道が拡げられていった。
 しかし、女高師ははじめ女子専門学校と同程度
 の学校卒業の女子に男子と対等な立場で受験さ
 せる道は、戦前にはついに開かれなかった。

最初に女子の入学を認めた同志社大学

同志社大学は、1920（大正9）年4月に大学
 令による大学として設立認可された（法学部、
 文学部の2学部）。発足時の同志社大学学則は、
 同大学予科修了者を入学させてなお欠員ある場
 合に、①高校高等科修了者、②「文部大臣ニ於
 テ高等学校高等科修了以上ノ学力アリト認メタ
 ル者」を入学させるとしていた。この②に該当
 する者としては、大学側の申請により専門学校
 時代の同志社大学の各部予科修了者が指定され
 た。同大学も発足当初は女子の入学を認めては
 いなかったのである。

しかし同志社大学は1922（大正11）年に至っ

て、予科修了者を入学させて欠員ある場合に各学部に入学者として「同志社女学校専門部英文学科卒業生」をくわえる旨の学則改正を申請し、同年3月に認可された。同志社女学校専門部というのは専門学校程度の課程であり、実際、1930年にはこの課程は同志社女子専門学校として独立した。

同志社大学は、自己の傘下の学校の卒業者に限るという制約つきではあったが、私立大学としては初めて女子を学部の正規の学生として入学させる道を開いたのである。『文部省年報』は、この学則改正の翌1924年に同志社大学文学部英文科に4名の女子が受験して全員が入学したと報じている。翌25年には法学部にも女子の受験があり入学した。のちにマヌ法典の研究で知られる法律学者となった田辺繁子(旧姓星野)である。

同志社大学は、いつまでも学部に入学者を女子を自己の傘下の学校卒業者に限定していたわけではない。1931年には、文学部に限ってではあるが後述の龍谷大学にならって、神戸女学院はじめ8校の女子専門学校の文系科・部の卒業生および東京・奈良両女子高等師範学校文科卒業生に入学資格を与える旨の学則を改正した。1936年には法学部もこれにならった。同大学はさらに1941(昭和16)年には、早稲田大学や明治大学の先例にならって、一定の学科目を履修した女子専門学校卒業生すべてに門戸を開放した。こうして同志社大学は、女子の大学学部入学に最初に門戸を開いた先駆者であっただけでなく、この点ではその後も一貫して積極的であった。

女子の大学入学に関する同志社大学の熱意は報われた。1935、1937年の両年を除けば、1945年に至るまで毎年、僅かずつではあったが女子

表2 私立大学の学部への女性の入学志願者・入学者(1923~1945)

	同志社大学	龍谷大学	明治大学	早稲田大学	東洋大学	法政大学	関西学院大学	計
1923	4/4							4/4
1924	3/3							3/3
1925	4/4							4/4
1926	6/6							6/6
1927	9/10							9/10
1928	10/11 (1/1)	1/1						11/12 (1/1)
1929	7/8 (1/1)	1/2						8/10 (1/1)
1930	2/2	0/0						2/2
1931	6/6	1/1						7/7
1932	6/6	0/1	18/24					24/31
1933	5/5	1/2	15/16		2/2			23/25
1934	4/4	0/0	12/16		0/0	6/7 (5/6)		22/27 (5/6)
1935	0/1	0/1	17/18 (3/3)		0/0	17/25 (15/23)		34/45 (18/26)
1936	2/2	0/0	22/22 (7/7)		1/1	10/14 (10/14)		35/39 (17/21)
1937	0/1	0/0	18/18 (4/4)		3/3	4/5 (4/5)		25/27 (8/9)
1938	6/6	0/0	5/5		0/2	1/1	0/0	12/18
1939	2/2	1/1	8/8 (1/1)	4/4	1/1	0/0	0/0	16/16 (1/1)
1940	11/13	0/0	15/23 (1/1)	5/5	2/2	2/3 (2/2)	0/0	35/46 (3/3)
1941	?/10	0/0	6/11	8/8 (4/4)	4/4	4/7 (4/7)	0/0	22/40 (8/11)
1942	12/12	0/0	17/17 (3/3)	12/? (3/?)	2/2	1/1	0/0	44/? (6/?)
1943	12/12	0/0	27/?	16/16 (1/1)	0/0	0/0	1/?	56/? (1/1)
1944	9/10	0/0	25/31	2/?	0/0	0/0	8/8	44/?
1945	5/?	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/2	6/?

数字は、入学者数/入学志願者数。外国人である女性をふくんでいる。()内は外国人。
各年の「文部省年報」による。合計欄は原表のままである。
ただし1942年以降は筆者の計算したものの。

の入学者を得ることができたからである。

私立大学では2番目に女子を入学させた龍谷大学

私立大学で2番目に女子を学部学生として受け入れたのは、同志社と同じく京都にある龍谷大学（文学部のみ設置）であった。

龍谷大学は、同志社大学（及びのちの明治大学）とは違って、女子を入学させる専門学校あるいは専門部を自己の傘下にもっていかなかった。そこで同大学は1928（昭和3）年の学則改正において、自分の大学予科卒業者を入学させて後に欠員ある場合に入学させる者として、京都女子高等専門学校（国文研究科、英文研究科）以下6校の女子専門学校の文系科・部卒業者、および東京・奈良両女高師文科卒業者を指定した。龍谷大学は、いわば外部の学校卒業の女子に門戸を開いた最初の大学となった。これは、女子の入学に関する指定校方式というべきものである。同志社大学が1931年にこの方式を採用したことは前述した。東洋大学（1933年）、法政大学文学部（1934年）、関西学院大学（1938年）がこれに続いた。龍谷大学自身も1934年には指定校としてさらに13の女子専門学校をくわえた。

真宗の教学機関として古くから発達してきた龍谷大学（大学令による大学となったのは1922年）は、専門学校時代の学校としては女子を入学させていない。仏教系の大学である同大学が昭和期に入って熱心に女子を受け入れようとした理由について、『龍谷大学三百年史』（1939年発行）は残念ながら何も語っていない。

しかし龍谷大学の女子受入れに関する熱意は報われず、『文部省年報』によると、1928年から1945年までの18年間に1名でも女子の受験者があったのは7年に過ぎなかった。

女子入学者の多かった明治大学

私立大学として3番目に女子を学部学生として受入れたのは明治大学であった。明治大学は、合計205名という戦前において最も多数の女子を学部に入學させた（戦前に最も多数の女子を学部学生として入学させた官立大は、『文部省年報』によって集計したところでは、東北帝大法文学部と東京文理科大学で、その数はともに66名であった）。

明治大学が抜群に多数の女子学生を受け入れることができたのは、傘下に専門部女子部を持ちその卒業生を受け入れたからであった。明治大学は、傘下に女子のための専門学校を持っていたという点では同志社大学と同様であったが、明治大学専門部女子部が法科と商科とから構成され（同志社女専は英文科と家政科）、その教育課程の点で卒業者が大学進学志向をいだきやすい構成になっていた点が違っていた。

明治大学専門部女子部の成立経過については、既に研究がある（海野福寿「婦人参政同盟と明大女子部」『明治大学史紀要』第5号、1985年3月）。婦人参政権獲得運動の高揚、女性弁護士を認める弁護士法改正の動き（1933年3月に改正法成立）などを直接の背景として、専門部のなかに女子のみを入学させる部門として1929（昭和4）年に開設されたのである。既存の専門部を共学にする道を探らなかった理由は明らかでないが、結果として多数の女子を受け入れることに成功したことは確かであった（高等女学校5年の卒業者を無選抜で入学させ、4修者のためには1年制の予科を設けた）。

明治大学は、この専門部女子部の第1回卒業生が出る1932年に学則を改正し、この女子部卒業に限って女子でも全部の学部に入學できる道

を開いたのである。1932年の女子の学部受験者は24名であったが、これは女子部卒業生57名の42%に相当した。これ以後も、毎年女子部卒業生の半数以上が学部を受験している。

こうして当初は自己の専門部女子部卒業者に限って女子の入学を認めていた明治大学は、1940（昭和15）年には学期を改正し、一定の学科目を履修した女高師、女子専門学校卒業者に受験の道を開いた。

表3 明治大学の専門部女子部卒業者と学部受験者

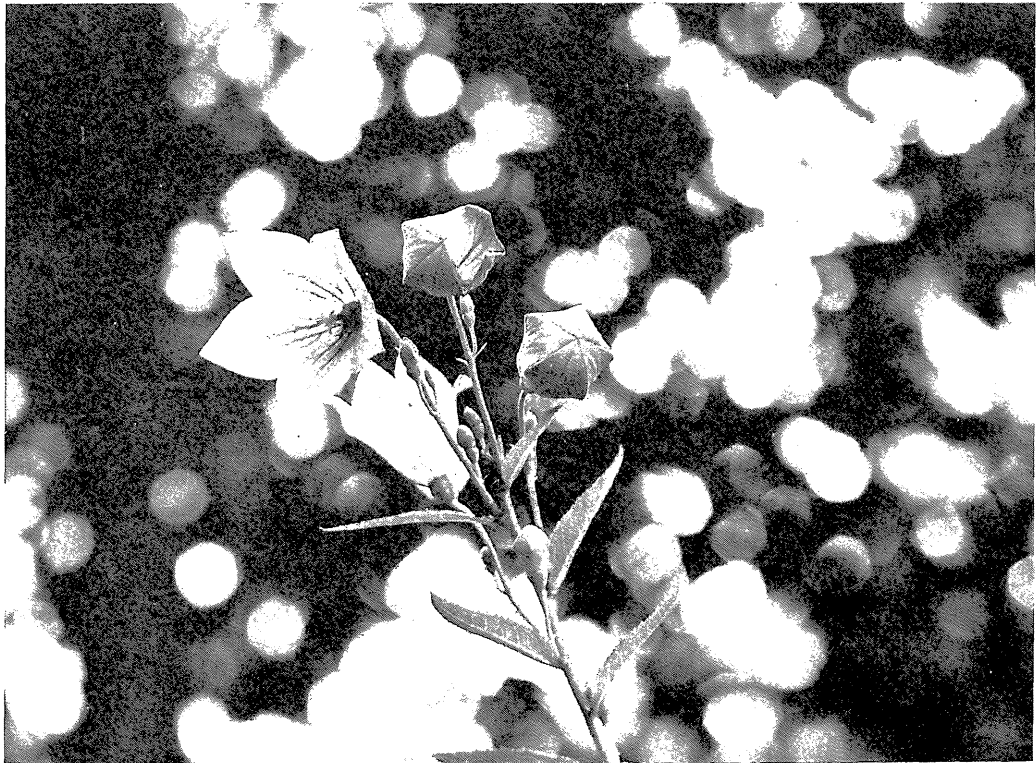
	1932	1933	1934	1935
専門部女子部 法科	54	27	21	21
の卒業生数 商科	3	3	4	5
計	57	30	25	26
学部受験者数	24	16	16	18

専門部女子部卒業生数は『明治大学一覽 昭和10年7月』の卒業生名簿による。学部受験者数は各年の『文部省年報』による

留学生が多かった法政大学への女子入学者

私立大学として4番目に女子の学部入学を認めたのは東洋大学で、1933（昭和8）年からであった。受験資格についてはいわゆる指定校方式が採られた。他大学と異って、入学させる傍系学歴者に学歴ごとに順位がつけられ、女高師・女専卒は最下位に位置づけられていた。しかしこの順位制の実際上の影響はなかったと思われる。

私立大学で5番目に女子に学部入学の門戸を開いたのは、法政大学文学部で（ただし文学科、哲学科のみ）、1939（昭和9）年からであった。受験を認めるのはいわゆる指定校方式で、両女高師卒及び22校の女子専門学校の文系科部が指定された。法政大学が女子に門戸を開いたのは比較的遅かったが、その割には女子の受験者・



入学者には恵まれていた。

しかし、法政大学文学部への女子の受験者・入学者には、外国人女子がひじょうに多かったことが注目される。1934年から1937年までの4年間についてみれば、女子の受験者合計51名中の48名(94%)、入学者37名中34名(92%)は外国人であり、邦人女子はあっても1、2名に過ぎなかった。

外国人学生の入学に関しては、文部省直轄学校については明治34年の文部省令第15号により、公私立学校については明治38年の文部省令第19号により、一般の学則に依らずに許可する道が開かれていた。そこで女子に門戸が開かれると同時に、外国人女子が押し寄せたわけである。なぜ法政大学に多かったのか、『法政大学八十年史』等は多くを語っていない。

外国人女子の大部分は中国人であった。彼女らの歩む道はけわしかった。1939(昭和14)年の『文部省年報』は、この年に実に20名の外国人女子学生が中途退学したことを報じている。わが国の中国侵略戦争の進展に関連して退学したものと思われる。彼女らが復学した様子はない(明治大学では1937年に15名つまりそれまでに学部に入学した外国人女子学生の全部が中途退学している。しかし同大学の場合には、その大部分が復学して卒業したようである。苦悩の道だったのであろう)。

入学資格の枠をひろげた早稲田大学

法政大学について学部への女子入学を認めたのは関西学院大学で、龍谷大学と同じ指定校方式が採られた。全学部の門戸が開かれ、両女高師と28校の女子専門学校が指定された(文系の科部のみ)。しかし、同大学への女子の出願者はこの制度発足後5年間は現われず、1943年以後

も女子の入学者はごく僅かなものであった。

私立大学として学部の正規の学生として女子を受入れることとした7番目の大学は、早稲田大学であった。しかし同大学の採用した方式はいわゆる指定校方式ではなく、女高師卒業者や専門学校卒業者で、若干の指定した学科目を履修した者に入学資格(実際には受験資格)を与えるという方式であった。広範な学科目の中から選択することが認められており、条件は厳しくなかったといえる。女子専門学校が増加していたのでいわゆる指定校方式をとると頻繁に学則改正が必要になるという手続上の問題もあったのであろうが、何より、受験資格の範囲が広げられたことが重要であった。明治、同志社が相ついでこの方式に転換したことは前述した。

早稲田大学は、女子の聴講生としての入学を認めたのは早かった。こうした実績と私学の一方の雄としての人気があったためか、女子の受験者・入学者は比較的多い方であった。

私立大学でも、女子の学部入学を認めた大学よりは認めなかった大学の方が多い。しかし歴史研究のつねとして、多くの私立大学が女子を受入れようとしなかった理由を探ることはむづかしい。